

富山県立大学附属図書館規程

(趣旨)

第1条 この規程は、富山県立大学学則第 52 条及び富山県立大学短期大学部学則第 56 条に定める附属図書館の組織、管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の附属図書館を富山県立大学附属図書館(以下「図書館」という。)という。

(目的)

第3条 図書館は、次に掲げる図書類を収集し、整理し、保存し、富山県立大学図書館閲覧規程に規定する者の利用に供するとともに必要な学術情報を提供することを目的とする。

- (1) 図書
- (2) 学術雑誌
- (3) 特殊な文献又は資料
- (4) 新聞、雑誌その他の刊行物
- (5) その他教育、研究及び学習に必要な図書館資料

(館長)

第4条 図書館に館長を置く。

- 2 館長は、富山県立大学又は富山県立大学短期大学部(以下「本学」という。)の教授のうちから富山県立大学評議会の意見を聞いて学長が選考する。
- 3 学長は、前項の規定により選考した者を知事に申し出なければならない。
- 4 館長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 館長は、学長の命を受け、図書館の館務を掌理する。

(図書館運営委員会)

第5条 図書館の運営に関する重要事項を審議するため、図書館運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 館長
- (2) 本学の学科(富山県立大学の一般教育等並びに富山県立大学短期大学部の一般教育等及び各専攻は、それぞれ1学科とみなす。)ごとに選出された委員各1人
- (3) 生物工学研究センターから選出された委員1人
- (4) 総合研究所から選出された委員1人
- (5) その他学長が必要と認めた者

3 前条第2号の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、委員の互選により学長が任命する。

- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

附 則

この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。